

東京都消費者被害救済委員会
平成30年度総会

平成31年1月31日（木）
消費生活総合センター17階 教室Ⅰ・Ⅱ

○村会長 　　ただいまから「東京都消費者被害救済委員会 平成30年度総会」を開催いたします。

　　まず初めに、事務局は、定足数の確認をしてください。

○消費生活専門課長 　　ただいま、委員総数24名中21名の委員に御出席をいただいております。本日は、小林委員から御欠席という連絡をいただいております。また、執行委員と宮下委員は遅れて到着されると伺っております。

　　現状、運営要綱第7第2項に規定されております「委員の半数以上の出席」という定足数を満たしております、総会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

○村会長 　　次に、本委員会については、参考資料③にあります運営要綱第15により、原則として公開としています。しかしながら、あらかじめ申し上げておきますが、本委員会開催のお知らせで予告しておりますとおり、会議次第の「3 議題」以降については、非公開を予定しておりますので、御了承ください。

　　それでは、初めに、浜生活文化局長から御挨拶をお願いいたします。

○生活文化局長 　　こんにちは。今御紹介いただきました生活文化局長の浜でございます。

　　先生方におかれましては、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。一言御挨拶を申し上げます。

　　本委員会には、これまでさまざまな紛争の処理をお願いしてまいりました。個別被害の救済を図るだけにとどまらず、お示しいただいた考え方や提言は、消費者被害の未然防止や拡大防止に参考にさせていただいておりまして、大きな成果を上げてきているところでございます。これも、ひとえに委員の皆様方の御尽力のたまものと改めて御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

　　都内の消費生活相談の状況を見ますと、近年、モデル・タレント養成契約等に係る相談が増えておりますが、事業者が返金交渉に応じず、現場では対応に苦慮しておりました。こうした状況の中、本委員会におきまして昨年、「オーディション合格を契機としたレッスン契約に係る紛争」や「アーティスト等育成所属契約に係る紛争」を御審議いただきまして、紛争解決についての考え方をお示しいただきました。

　　委員会からお示しいただいた考え方は、具体的な解決の指針として、都内だけでなく、全国の消費者生活相談の現場で、同種の紛争の解決に活用されていると聞いております。

　　さらに、東京都では、ホームページやSNSを活用いたしまして、消費者に広く委員会報告を周知いたしまして、類似の事案に対する注意を促し、消費者被害の防止に努めております。

また、東京都は昨年3月に「東京都消費者生活基本計画」を改訂いたしました。本計画に基づきまして「消費者被害の救済」に積極的に取り組んでまいります。

昨年6月には民法が改正されまして、2022年の4月から、いよいよ成年年齢が18歳に引き下げられるということになりました。今後、若年層の消費者被害が増加するおそれがありますことから、現在、東京都消費生活対策審議会におきまして、若者の消費者被害防止のために都が進めるべき消費者教育について御審議をいただいているところでございます。

東京都は、都民の消費生活の安全・安心の実現に向けまして、今後も全力を挙げて取り組んでまいります。

委員の皆様方には、引き続きお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村会長 浜局長、ありがとうございました。

浜局長は、他の公務がおありのため、ここで退席されます。

○生活文化局長 どうぞよろしくお願いたします。

(生活文化局長退席)

○村会長 次に、事務局から、本日の資料の確認をしてください。

○消費生活専門課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

会議次第の下に資料をクリップでとめてございます。ごらんいただきたいと存じます。資料は1から6まで、そして、参考資料が①から④までございます。

まず、資料1が委員名簿でございます。

資料2が幹事・書記名簿。

資料3が平成30年度東京都消費者被害救済委員会の実績でございます。

資料4が平成30年度に紛争処理結果の報告を行いました79号案件と80・81号案件の報道発表資料、資料4-1と4-2でございます。

資料5が平成30年度に付託をいたしました事案に関する報道発表資料、3件でございます。5-1から5-3まででございます。

資料6が第25次東京都消費生活対策審議会第2回総会の配布資料で、6-1と6-2がございます。

続いて参考資料ですが、参考資料①が消費生活条例の抜粋。

参考資料②が条例施行規則の抜粋。

参考資料③が消費者被害救済委員会の運営要綱。

参考資料④が委員会の運営要領となっております。

以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。

資料のとじの乱丁などがございました場合には、気がつかれたときにい

つでも事務局にお声をかけていただければと思います。交換させていただきます。

そのほか机上には、おなじみ、カモかものキャラクターのクリアファイルに当センター発行の冊子やリーフレット及びグッズを入れて置かせていただきました。どうぞお持ち帰りくださいませ。

以上でございます。

○村会長 それでは、会議次第により、本日の議事を進行いたします。

初めに、東京都消費者被害救済委員会の今年度の活動状況について、事務局から報告してください。事務局からの報告後、議題に入りまして、各事件の処理結果や審議状況について、各部会を担当された委員からお話しいただきます。

○消費生活専門課長 それでは、事務局から、平成30年度の東京都消費者被害救済委員会の紛争処理状況について御報告いたします。資料3をごらんください。横長の資料でございます。

平成30年度の消費者被害救済委員会の処理実績は現時点で6件でございます。このうち1番から3番の3件が前年度からの継続処理案件で、4番から6番の3件が平成30年度に付託した案件となっております。

表の中央あたり、付託依頼機関の列をごらんください。6件中、79号、80・81号、82号の4件が、区や市の消費生活センターで相談を受け付けた事案でございました。83号案件につきましても、2名の申立人中1名が区に御相談をなさった方ということになってございます。

委員会事務局では、区市町村のセンター所長会などで消費者被害救済委員会の制度と仕組みを御紹介したり、相談員向け研修会で説明したりするなど、新規の付託に向けた働きかけに努めてきておるところでございます。

次に、一番右の処理結果の列をごらんください。今年度付託した4番から6番の3件はまだ審議中でございます。1番から3番は処理が終了しております。この3件ともあっせん解決でございました。1番は平成30年5月に報告がされ、2番、3番は平成30年8月に報告がされております。

なお、今年度の6件につきましては、全て第二部会で御審議をいただいているところでございます。

審議経過等の詳細につきましては、この後、各部会長から御報告いただくことと存じますので、私からの実績報告は以上とさせていただきます。

今後も、委員会事務局は、関係機関と連携を図り、委員の皆様のサポートに努めることにより、一件でも多くの被害を救済してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村会長 次に、次第の「3 議題」に入ります。

冒頭でも申し上げましたが、本委員会は要綱第15により公開が原則ですが、本日の議題である「各事件の審議経過及び処理結果について」以降につきましては、運営要綱第15第1項ただし書きのあっせん案・調停案の検討もしくはそれに準ずる場合に当たりますので、この議題以降について、御異議がなければ非公開としたいと思います。

また、議事録についても、同要綱第15第2項により公開が原則ですが、申立人や事業者が特定される情報が含まれますので、同要綱第15第2項ただし書きにより、非公開とする取り扱いとしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村会長

それでは、これより非公開とさせていただきます。

傍聴の方、報道の方におかれましては、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

（傍聴者・報道関係者退席）